

厚生科学研究  
(子ども家庭総合研究事業)

児童虐待および対策の実態把握に  
関する総合的研究

平成13年度研究報告書

平成14年 3 月

主任研究者 小林 登

平成13年度厚生科学研究費補助金  
子ども家庭総合研究事業  
児童虐待および対策の実態把握に関する研究

目次

I. 総括研究報告書	
児童虐待全国実態調査 1. 虐待発生と対応の実態 .....	5
小林 登	
II. 分担研究報告書	
1. 児童虐待全国実態調査 2. 地域調査結果 .....	29
小林 登	
2. 地域調査：和歌山県での調査研究の報告 .....	46
小池 通夫、柳川 敏彦、北野 尚美、和歌山子どもの虐待防止協会	
3. 児童虐待地域調査報告（平成12年度総合調査結果）	
兵庫県研究報告書 .....	51
稲垣 由子	
4. 児童虐待および対策の実態把握に関する研究 .....	56
小原 敏秀	
III. 総合研究報告書 .....	64
小林 登	

総括研究報告書

児童虐待全国実態調査 1. 虐待発生と対応の実態

主任研究者 小林 登 (国立小児病院名誉院長)

**研究要旨：**我が国の児童虐待の発生と対策の実態把握を目的として、福祉、保健、医療、教育、司法、警察、民間の関連領域の協力のもとに、複数地域の関係機関約40種19900機関の悉皆的調査と主な機関27種90000機関の全国調査を統一方法で郵送法にて行い、平成12年度に把握された家庭内虐待とその疑い、並びに類する行為の事例が約14%の重複例を含めて24744例報告された。社会的介入を要する児童虐待の年間発生数は3万5千人、0～17歳1000人中1.54人と推定され、子どもに関わる多くの機関が各機関の機能特性を活かして虐待の発見から処遇、治療・ケアを行なっている実態が明らかになった。虐待を受けた児の6割が乳幼児、8割は治療やケアを要し、1割は両親、6割は実母によるものであるが、全体の7割が虐待者のもとでの在宅養育の継続、2割が施設養育となっており、このわが国の発生実態に応じた虐待防止対策の策定が期待される。

**A. 研究目的**

児童虐待(以下、虐待と略す)への関心が高まり、児童相談所の相談処理件数が急増し、虐待対応の体制整備が急がれている。虐待には様々な要因や様態があり、多くの機関・職種(以下、機関)が連携対応しているため、わが国の虐待の発生実態について特定の機関を対象とした調査は行われているが、国の施策策定に必要な虐待発生や各機関の対応の実態の全体像が把握されていない。また、機関によって多く遭遇する事例が異なるため、虐待事例の理解や危険度の判断基準が異なり、連携対応に屢々混乱を生じており、機関間での共通理解の必要性が指摘されている。

本研究班では、社会的介入が必要な虐待発生の全体像と各機関が関わる虐待像および取り組みの実態把握を目的として、福祉、保健、医療、教育、警察、司法の関係機関を対象とした、統一方法による調査を企画し、(1)地域調査(数地域を対象とした関係機関の悉皆的調査)および(2)主な機関の全国調査から、全国の実態把握を試みた。

地域調査では、特に、重複事例の照合方法の検討、虐待の発見から処遇までに関わる機関と連携状況の把握を目的として、地域内で虐待対応に携わっていると考えられる関係機関を網羅的に調査した。その結果、発見の役割を担っている機関として、日常的に子ども・家庭と接し一般集団の中から虐待を発見する学校、保育所、保健機関、民生児童委員と、当事者からの相談や市民から通報されたリスク集団の中から発見する福祉相談機関、児童相談所、民間援助団体の存在が明確に示された。発見後は虐待行為に確信がない場合や軽度の場合に児童相談所への通告をしないこともあるが、いずれかの機関とは連携対応していた。年間通しては各機関と保健機関や福祉相談機関との連携の進展がみられ、両機関の活動が積極的になってき

た様子が示唆された(「児童虐待実態調査 2. 地域調査結果」、以下、「地域調査報告」)。

地域調査では地域内の発見後の対応に携わる専門機関が少ないので、全国調査では虐待対応の中心である児童相談所、保健機関、福祉相談機関、主に発見後に関わる警察、施設、医療機関、および発見と児のケアに重要な学校、保育所について国内の全数調査を行い、我が国で初めて、虐待に関わる全関係領域に亘る統一の調査が実現した。この結果、発見から専門的対応までに携わる種々の機関の事例の特徴と対応の実情が明らかになった。

本報告では、両調査結果に基づき、わが国の児童虐待の発生と各機関の対応の実態を報告する(機関の取り組みの実態については別報を予定)。

**B. 研究方法**

**1. 研究班の編成と調査準備：**多領域に跨る調査であるため、推進を担当する関係領域の専門家・代表者と各地域の調査を担当する地域責任者から成る研究班を編成した(付記)。

調査対象の虐待事例の定義、機関、調査票、日程について、地域責任者および推進委員と討議し、関係省庁には厚生労働省を通し、地域の管轄機関には地域責任者より、関係組織には推進委員を通して、調査の趣旨・方法について協議し、調査票を作成し、協力を依頼した。

**2. 重複照合方法：**虐待は同一事例に対して複数の機関が関わるので、頻度の把握には異なる機関からの重複報告例を除く必要がある。個人名や住所などの守秘情報を用いず、集団中の個人特定が不可能、且つ、虐待事例中の特定が可能な個人情報項目を検討し、3桁郵便番号と出生年月と性の3項目を調査票に設定した(平成12年度報告書)。地域調査資料において、この3項目による機械的照合結果の真偽を可能な範囲で確認したと

ころ、正答率71%で見逃しと誤推定がほぼ同数であったので、重複率の推定は可能と考え(「地域調査報告」)、全国調査の重複率の推定にも用いた。

### 3. 調査対象

**地域：**地域調査は日本の人口の12%を占める全国11地域(3県、3政令指定市、2中核市、3市と周辺)、全国調査は地域調査の対象地域を除く全国。

**機関：**地域調査は各地域の虐待対応に関わる全機関、約40種類19900機関。

全国調査は保健・福祉機関、児童福祉施設、警察、医療機関(病院の関係診療科と小児科診療所)、保育所、学校の全数。約27種類90000機関(表1)。

**事例：**平成12年度1年間に新たに把握された、家庭内虐待、その疑い、並びに虐待に類する行為。虐待の定義は児童虐待防止法による。

**内容：**事例の有無と各事例の内容(調査票I)及び虐待への取り組み(調査票II)。

### 4. 調査の実施

1) **地域調査：**地域責任者が各地域で虐待対応の関係機関をリストし、前期調査は平成12年4～9月に把握された事例について、約40種類18700機関を対象として平成12年9月に郵送法にて実施した。後期調査は平成12年10月～13年3月に把握された事例について、約40種類19900機関を対象として平成13年7月に行なった。

2) **全国調査：**平成12年度1年間に把握された事例について、平成13年8月に約27種類90000機関を対象として実施。事務局より、主任研究者からの依頼状、調査票I、II、前期地域調査結果の概要を郵送した。調査主体者の信頼性を得るため、調査実施要領をHPに載せた。

### 5. 解析

集計にはSPSS10.0Jを用い、不明および無記入回答は除いた。集計に用いた虐待内容および機関の分類を表2に示す。頻度推定のための人口は、平成12年国勢調査統計表H12.10.31現在(総務省統計局統計センターHP、2001.10.31)を参照した。

## C. 研究結果

### 1. 回答状況

回収率は前期と後期の地域調査、全国調査との間で大きな違いは無かった(表1)。全体では警察は約100%、児童相談所は9割、精神保健福祉センターが8割、保健福祉機関は5割、教育機関4～6割、医療機関2～5割、弁護士1割と機関によって異なっていた。

事例は全調査合わせて26,556例報告され、期間対象外1812例を除き、合計24,744例の有効事例が報告された(地域調査の対象地域外191例は地域調査の集計では除き、本集計に加えた)。

報告機関別事例数を図1に示す。児童相談所からの報告例が55%、保健機関14%、福祉相談機関7

%、学校7%、福祉施設6%、保育所5%、医療機関3%、警察0.7%の順であった。地域調査が関係機関の悉皆的調査であったのに対し、全国調査は民間援助団体、民生児童委員、人権擁護委員、弁護士、小児科以外の診療所、児童厚生施設(児童館、放課後育成施設など)、認可外保育所などの機関が含まれていないので、実態から少し偏っている(図1)。

### 2. 機関当たりの平均事例数(表1、図2)

機関別に、事例数を回答があった機関数で除し、1機関(事務所)当たりの平均事例数を求めた。平均事例数が多い機関は、児童相談所と民間援助団体(それぞれ82.8人と27.8人)で、その他、平均1人以上の機関は保健所、保健センター、福祉事務所、婦人相談所、乳児院、養護施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、児童自立支援施設、警察、精神保健福祉センターで(4.77～1.27人)、保健センター以外は広域対象の機関であった。子どもや家庭に距離的にも社会的にも身近な学校、保育所、医療機関では平均0.17～0.03人で、虐待に遭遇する機会が少ないことが明示された。保育所や医療機関、弁護士の回答率が低いことが頷かれる。

### 3. 重複率

被虐待児の居住地の3桁郵便番号と出生年月と性による機械的照合の結果、3項目が同一の事例は2745組3367例、13.6%で、児童相談所事例とその他の機関の事例との重複率は2314組2885例、児童相談所事例中の16.9%、その他の機関の事例中の26.0%であった。

### 4. 事例数

平成12年度1年間に新たに把握された事例は重複例を含めて、虐待16127例(65%)、疑い7962例(32%)、類する行為655例(3%)、計24744例で、類する行為の内訳は親子心中(未遂を含む)68例、嬰兒殺15例、ホームレス4例、親の自殺1例、未入籍2例、放置すると虐待に移行の恐れあり565例であった。本集計では全事例を対象とした。

### 5. 事例の概要(図3)

地域調査とは調査対象機関が少し異なるにもかかわらず、事例の概要は、虐待の疑いが地域調査では39%に対して全国調査では33%と若干少なかった以外は地域調査結果と殆ど同一であった。

虐待が把握された時の被虐待児の年齢は出生前から28歳まで幅広く、平均6.1±4.5歳であった。0歳が8%、1～3歳が24%、4～6歳24%、7～12歳が32%、13歳以上12%で、乳幼児が全体の56%を占めていた。年齢別発生率を表3に示した。未回答の事例等を考慮した推定発生率は考察で述べるが、5歳までは凡そ400人に1人、6～9歳は500～700人に1人の割合で毎年発生していると考えられる。

男子12555例、女子11393例、性比は1.1で、同年齢の一般集団に比して男子が多かった。

虐待の種類、児の状態、虐待者についての設問は複数回答式であるが、本報告では機関間の比較

などを容易にするため、表2の様に分類した。

虐待の種類は、少なくとも性的虐待を含む例4%、性的虐待はなく身体的虐待とネグレクトの両方がなされた例8%、身体的虐待42%、ネグレクト38%、心理的虐待のみ8%で、身体的虐待とネグレクトはほぼ同数であった。

児の状態は、特に症状が無い例は21%に過ぎず、79%が重軽傷や発達の遅れ、行動問題、心理的問題を生じ、治療やケアを要する状態であった(表2)。重症は死亡106例、生命の危険あり1008例、受療を要する例1515例で、全体の11%を占めていた。以下の解析では、死亡、生命に危険あり、受療を要する状態、軽傷、発達の遅れ、行動問題、心理的問題の優先順位で事例を分類した。

虐待者は実両親が11%、実父18%、実母56%と実親が85%を占め、継父または継母は9%のみ(実父・母の加担を含む)、親以外の者7%であった。兄が加わっていた例が214例、育児業務者によるものが28例あった。性的虐待の虐待者は45%が実父、24%が継父であった。ネグレクトと心理的虐待は身体的虐待より実母による例が多かった(それぞれ68%、66%、55%)。きょうだい中で児のみが虐待対象となった例は33%、きょうだいも共に対象となった例は46%で、22%は一人っ子で、一人っ子の割合は一般小児集団中の率24%(総務庁平成12年国民基礎調査)と差が無かった。

把握の契機は、53%が他機関からの連絡であったが、児からの相談が2%、虐待者からの相談9%、家族からの相談、職員が気付いた例、市民からの通報がそれぞれ12%あった。

転帰は6%が不明と記載されていた。0.4%は虐待ではなかった。不明を除くと、施設入所が18%、祖父母などの親類の同居或いは親戚宅や虐待親との別居が8%、里親0.4%で、合計26%は養育環境が改善されていたが、66%は虐待者のもとの在宅養育が継続されていた。施設入所は性的虐待、身体的虐待&ネグレクト、ネグレクトに多く(それぞれ、27%、27%、22%)、身体的虐待、心理的虐待で少なかった(15%、9%)。虐待者が父親の場合の58%、母親の場合の68%、両親の場合の61%で在宅養育が続けられていた。死亡例は男子が女子の2倍で、身体的虐待(89%)、きょうだい中で児のみが対象となった例(63%)が多かった。

## 6. 年齢層別、事例の概要

### 1) 年齢層別、事例概要(図4)

対応機関は児童相談所以外では0歳児の38%に保健機関が対応しており、1~3歳および4~6歳には保健機関と保育所(21%、32%)、学齢児の21%に学校が対応していた。把握の契機は乳幼児期には虐待者からの相談と職員による発見、市民からの通報が多いが、学齢期では年齢の上昇と共にそれらが減少し、13歳以上では児からの相談(11%)と家族からの相談例(14%)が増加していた。

虐待の種類は、性的虐待が学齢期以降で増加し、13歳以上の児の19%を占めていた。身体的虐待とネグレクトの比率は、0歳ではネグレクトの方が多く、他の年齢層では身体的虐待の方が多かった。重症例は0歳の29%から13歳以上の7%まで年齢と共に減少してはいるものの、死亡例は各年齢層に存在した。虐待者は年齢と共に両親および母親の比率が減少し、実父および継父・母の比率が増加し、13歳以上の群では両親9%、実父34%、実母35%、継父・母14%であった。転帰は0歳と学齢児の施設入所が多かった(22%と20%)。

上記の様に、13歳以上の年長児と0歳児への虐待は他の年齢層の虐待と様相が異なっていた。

2) 年長児への虐待：13歳以上の児への虐待が全体の11%も存在することが判ったが、内訳は身体的虐待、ネグレクト、性的虐待の順で、体力がありそうな年齢にもかかわらず身体的虐待が意外に多かった。様々な程度の虐待のうちで、児に明らかな症状が生じた例のみが社会的に把握され報告されているのであろう。虐待者は他の年齢層に較べて実父が多く、施設入所の割合が多い。発見契機が児と家族からの相談が多くなっており、この年齢層に適した虐待対策も強化する必要がある。

3) 乳児への虐待：0歳児への虐待を月齢別に図5に示す。0歳児の中では月齢0ヶ月児が最も多く4ヶ月児までが多かった。児童相談所と保健機関がほぼ同数で合計74%に対応し、その他、病院小児科、乳児院、福祉事務所が対応していた。虐待者からの相談と職員が気づいた例が3~4ヶ月児に多く、乳児健康診査の成果と考えられる。0ヶ月児への虐待は17%が両親、71%が実母によるもので9割に母親が関与し、ネグレクトが81%を占め、31%が施設入所となっていた。

月齢1ヶ月以降の児への虐待では、父親によるものが出現するが(9~20%)、他の年齢層に較べると実母によるものが52~68%で多かった。ネグレクトの比率が月齢と共に減少し、身体的虐待が増加していた。一人っ子、即ち初産児が36%と高率で、きょうだい中で児のみが対象となった例が26%、きょうだい例が30%で、他の年齢層に比して児のみが虐待対象となった率が高かった。

4) 妊娠中に把握された虐待：妊娠中に把握された虐待は保健機関から17例と児童相談所から1例報告された。調査や相談が行われ、3例が施設入所、2例が親戚宅、9例が家庭養育となり、転帰不明が4例もあった。第1子が7例で、5例はきょうだいも虐待されていた。

## 7. 機関間の比較

### 1) 機関別、事例の概要(図6)

虐待の判断の程度、虐待の種類、児の状態、虐待者、把握契機、転帰の内訳を機関別に図6に示し、他の機関に比して多いものを表4にまとめた。虐待の疑い例の比率は、保育所、保健機関、学

校、民生児童委員、福祉事務所、障害児施設、人権擁護委員など自機関での発見例が多い機関で高率であった。虐待の種類では、性的虐待の比率が警察、弁護士的事例で特に高かった。死亡例の比率は警察が最も高く、次に救急、脳神経外科で、死亡を含めて重症例の比率は脳神経外科が最も高く(85%)、その他、警察、小児外科、産婦人科、助産施設、救急、病院小児科が高かった。児童家庭支援センター、児童相談所、乳児院、保健機関、助産施設では児に大きな問題がまだ現れていない例も多く含まれていた。児童福祉施設以外で事例の施設入所率が高い機関は、養護学校、脳神経外科、小児外科、弁護士であった。

## 2)各機関における主な対応

各対応を受けた事例の比率を図7に示し、他機関に較べて高率に行われた対応を表4にまとめた。調査が行われた事例は全体の56%で、児童相談所が最も高く(79%)、その他、福祉事務所、民生児童委員が多かった。相談は多くの機関で半数以上の事例に行われていた。指導は全体の42%に、他機関の紹介は16%に行われ、見守りは子どもや家庭に身近な機関で行われていた。

児の保護は全体の21%になされ、児童相談所と病院、婦人相談所、児童福祉施設で行われていた。法的対応は全体では3%、警察の事例の92%、弁護士の事例の63%に行われていた。

児が治療・ケアを受けた事例は全事例の17%で、情緒障害児短期治療施設と病院小児科で多く、その他、保育所、幼稚園、学校、医療機関、児童福祉施設で25%以上に行われ、親が治療・ケアを受けた事例は全体の13%で、精神科、精神保健福祉センター、情緒障害児短期治療施設で48%以上に、保育所と母子生活支援施設で約30%に行われていた。対応不能の事例は0.8%あった。

## 8. 機関連携

機関別に、連携率(他機関と連携対応した事例の比率)を表5に示す。児童相談所との連携率は全体で65%で、児童福祉施設が9割、学校、福祉相談機関、民生児童委員、保健機関、医療機関で6~7割、警察、保育所は5割、司法で4割、民間援助団体で1割であった(図8)。地域調査資料から、虐待の疑いや児が比較的軽症の場合に児童相談所への報告が少ないが、児童相談所との連携が無い事例でも他の機関と連携して援助対応していることが示されたが(「地域報告書」)、全国調査でも事例の92%については何れかの機関と連携しており、児童相談所に通報される事例以外に、多くの機関で種々の程度・種類の虐待事例に他機関と連携をとりながら対応していることが判明した。

児童相談所との連携例が何れの機関も最も多いが、保健機関と保育所と福祉相談機関の間、学校と民生児童委員と福祉相談機関、児童福祉施設と学校、医療機関と保健機関、警察と脳神経外科、

人権擁護委員と警察、養護学校と障害児施設、婦人相談所と母子生活支援施設での連携が多かった。児が0~6歳では保育所と保健機関との連携が密で、7歳以上では学校と民生児童委員との連携が密であった(「地域調査報告」)。

## 9. 年間の発生動向

### 1)把握事例数と把握契機の月次推移

各月に把握された事例数の推移は、図9の如く、児童相談所、保健機関、病院小児科でのみ増加傾向がみられたが、他の機関では減少傾向にあり、特に保育所、学校、民生児童委員、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、人権擁護委員では4月から年度末に向かって有意の減少が示された。

学校では4月、9月、1月に、保育所では4月と10月に明らかなピークがみられた。4月は新学期で進入学、クラス換え、担任の交代などがあり、問題を持つ子どもが発見されやすい時期であり、夏休み・冬休み明けは家庭での親子の密着生活の後で養育の問題が表出し易い時期であることが考えられる。把握月別に把握契機をみると(図10)、職員が気づいた例が4月と9月に多く以後減少し、5月と10月に虐待者や児からの相談による発見が多かった。夏休みがある7~8月には学校での発見が少なかった。保育所においても4月と10月に職員が気づいた例が多く、虐待者からの相談が5月に多く、8月には非常に少なかった。発見には新しい視点が入ること、相談の機会があることの重要性を示唆していると思われる。

児童相談所と福祉相談機関、保健機関では6月と12月に事例の小さな増加がみられた(図9)。児童相談所例の把握契機は6月以降に家族からの相談と市民からの通報が増加し、12月には他機関からの通報が増加していた(図10)。児童虐待の定義と発見、通告義務が明記された防止法の公布が調査対象年の5月24日、施行が11月20日であり、この前後にはマスコミでも防止法の内容が大きく紹介されており、これらの効果を反映しているであろう。その他、民生児童委員、病院小児科、情緒障害児短期治療施設に12月或いはそれ以降の増加がみられた。しかし、学校、保育所など一般集団からの発見機関においては事例数と防止法との関連性は特に観察されなかった。

把握契機別の事例数の年度後期の増加傾向は、虐待者からの相談例が小児科診療所で、家族からの相談例が児童相談所、病院小児科、小児科診療所、病院精神科、乳児院で、職員による発見例が病院小児科、救急、小児科診療所、障害児施設で、他機関からの紹介例が児童相談所、保健機関、精神保健福祉センター、母子生活支援施設でみられた(データは略)。子どもや家族と接する機会をもつ職種の虐待認識と連携対応の有効性の認識、虐待者や家族が相談し易い環境の全国的な広まりが当年にはみられた。

## 2) 機関連携の進展

年度前期と後期における他機関との連携率を表6に示す。地域調査では保健機関、保育所、医療機関と各機関との連携率の上昇傾向がみられたが、全国的には医療機関と保育所、学校、児童相談所、警察との連携率が上昇し、虐待への取り組みが進んでいる様子が示唆された。

### D. 考察

#### 1. 発生頻度の推定

報告された事例数と機関別の回収率を基に、未回答機関の事例と全国調査の未調査機関の事例について補正し、重複率を考慮して発生数の推定値を求めた。未回答の機関の平均事例数が回答があった機関の事例数と等しいと仮定した場合の推定値は38336.3人、地域調査のみ対象とした機関の未回答の機関は事例がなかったと仮定した場合の推定値は32958.1人となり、わが国の平成12年度1年間の発生数は約3万5千人、0～17歳人口1000人対1.54と推定された。同年度の児童相談所の虐待の相談処理件数17725件の約2倍であった。

児童相談所への通報が毎年増加し、虐待が急増しているのか通報率が増加しているのかが議論されているところであるが、年間の月次推移を見る限りでは児童相談所と保健機関、医療機関の事例のみ増加し、中でも児童相談所の通報例が増加しており、他の機関での増加傾向は示されなかったことから、通報の増加により児童相談所の処理件数が増加しているものと推察される。単年度の変動から数年間の動向を推察することは難しいが虐待発生数が急増している証拠は観察されなかった。

年齢別の発生実数を表3に示した。実際には報告実数の1.4倍程度が発生し、各機関では毎年の累積数を抱えていると考えられる。

毎年3万5千人の新たな虐待事例が発生し、児の8割は治療やケアを要し、1割は両親、6割は母親によるものであるが、全体の7割は虐待者のもとでの在宅養育の継続、2割が施設養育となり、親の治療や親子関係の修復は少数に限られた機関で受けているに過ぎない実態が判明した。児と親の治療・ケア、施設養育と在宅養育の援助等、これらの事例数に対応できる体制の整備が急がれる。

#### 2. 虐待の発見機能をもつ機関

地域調査結果から、虐待の発見には日常的に子ども・家庭と接し一般集団の中から虐待を発見する学校、保育所、幼稚園、保健機関、民生児童委員と、当事者からの相談や市民から通報されたリスク集団の中から発見する児童相談所、福祉相談機関、民間援助団体が貢献していることが判った(「地域調査報告」)。

しかし、前者の機関は一般集団から発見するため、保健機関以外では1機関(1校)当たりの事例数は1人未満で、個々の機関や職員が虐待に遭遇する機会が非常に少なく、経験の蓄積がないことが判った。早期発見対策としては、これらの機関

への発見と初期対応のガイドラインの周知が効果的と考えられる。また、職員が事例に遭遇した際に、助言を得られる体制も必要であろう。

就学・就園前の乳幼児については乳幼児健康診査の充実と未受診家庭への対応が必要であろう。本調査ではまた、新生児及び月齢4ヶ月までの乳児への虐待が多いことが判明した。米国のネルソンの小児科の教科書にも生後半の虐待発見の重要性が指摘されている。現在、初産児を対象とした生後1ヶ月以内の新生児訪問が多く自治体で行われているが、出生児全員を対象とする出生後できるだけ早期の新生児訪問への拡張が望まれる。

相談や通報から発見する後者の機関や医療機関では、虐待者、家族からの相談例の増加傾向が観察された。当事者からの相談例は児に問題が現れていない初期段階の例も多く、この段階での発見は重要である。父親やワーキングマザーも利用できる様に休日や夜間の相談体制の充実も望まれる。

中学生以上では児本人が相談する例もあるので、小中学生が利用し易い相談窓口の充実も望まれる。

発見にはその他子どもや家庭に接する機会を持つ地域の様々な職種が貢献し、児童相談所等に連絡していた(「地域調査報告」)。これらの職種にも協力を要請すれば、行政機関のサービスの対象となっていない家庭の子ども達についても見守ることができ、様々な社会背景の虐待家庭をネットワークとして把握する体制が構築できるであろう。

#### 3. 発見後の対応

児童相談所との連携率は65%であった。虐待に確信がない場合や軽度の場合に児童相談所との連携が少なかったが、いずれかの機関とは連携対応していた。年度前期・後期の比較から各機関と保健機関、福祉相談機関、医療機関との連携の進展がみられ、これらの機関で虐待への取り組みが積極的に進められているものと思われる。

本調査では情緒障害児短期治療施設、精神保健福祉センター、婦人相談所、乳児院、母子生活支援施設など全国で数少ない機関も調査対象とし、事例内容や対応状況を比較することができた。その結果、性的虐待など一般には遭遇することの少ない事例の対応経験を積んでいる機関や、調査、指導、他機関紹介、法的対応、児の治療・ケア、親の治療・ケアのそれぞれを専門的に対応している機関の存在が示された。これらの機関では1機関当たりの年間の新規事例数が平均1～5であり、経験が蓄積されているものと推察される。対応技法の標準化、普及に向けて、それらの経験が多くの機関で活用されることが望まれる。開設予定の虐待の情報研修センターに期待する。本調査の調査票IIにも各機関が抱える問題や対応上の工夫が紹介されており、別報で報告を予定している。虐待の専門的対応を行っている機関は保健センター以外は広域対象の機関が多く、どの地域にも存在するものではないので、これらの機能を各地域で

利用できるような体制作りも必要であろう。地域の実情を把握し子ども・家庭を見守り援助する地域に根ざしたネットワークと、治療や親子関係の修復など専門的対応を行なったり地域の担当者に助言する広域的機関を含めたネットワークの構築が効果的と考えられる。連携の推進には、情報の一元化と共有に関する法整備も必要であろう。

## E. 結論

わが国における社会的介入が必要な虐待発生の全体像と各機関が関わる虐待像および取り組みの実態把握を目的として、関連省庁、団体の協力を得て、福祉、保健、医療、教育、警察、司法に亘って統一方法により、11地域(日本人口の12%)の関係機関の悉皆的調査及び主な機関の全国調査を行った結果、平成12年度に把握された家庭内虐待とその疑い、並びに類する行為の事例が、約14%の重複例を含めて24,744例報告され、子どもに関わる多くの機関が機能特性を活かして虐待の発見から処遇、治療・ケアを行っている実態が明らかになった。下記のわが国の発生実態に応じた虐待対策の策定が期待される。

1)未調査機関や未回答機関を考慮し、社会的介入を要する児童虐待の年間発生率は0~17歳1000人中1.54人、全国の発生数は3万5千人と推定された。児の8割は治療やケアを要し、1割は両親、

6割は母親によるものであるが、全体の7割は虐待者のもとでの在宅養育の継続、2割が施設養育となり、親の治療や親子関係の修復は限られた機関で行われているに過ぎない実態が判明した。この発生実態に対応できる体制が必要である。

2)虐待の発見は、日常的に子ども・家庭と接し一般集団の中から虐待を発見する学校、保育所、幼稚園、保健機関、民生児童委員と、当事者からの相談や市民から通報されたリスク集団の中から発見する福祉相談機関、民間援助団体が貢献している実態が明確に示された。前者は1機関当たりの平均事例数が少なく虐待対応経験が少ないので、早期発見・初期対応のガイドラインによる周知と事例に遭遇した時の助言体制が必要である。後者の相談機関の相談事業の充実も望まれる。

3)児童相談所との連携率は58%で、確信のない場合や軽症の場合の連携率が低かった。この段階の虐待への対応方法のあり方は今後の課題である。

4)発見後の専門的対応の経験を積んでいる機関が示され、各機関の機能特性を活用したネットワーク構築を図る資料が得られた。

5)年間変動では児童相談所事例の増加と機関間の連携率の上昇がみられ、防止法による児童相談所への通告制の普及効果と推察された。

謝辞：調査に御協力いただきました関係機関の方々に感謝申し上げます。

## 付記：研究組織

主任研究者：	小林 登	：総括（国立小児病院名誉院長）	
地域調査班：	松本伊智朗	：札幌市調査（北海道子どもの虐待防止協会事務局、札幌学院大学・社会福祉）	
	黒川衣代	：秋田市調査（秋田市子育て支援を考える会会長、秋田大学・教育文化学部）	
	鷺沢一彦	：長野市調査（ながの子どもを虐待から守る会、長野日赤病院・小児科）	
	井上 薫	：名古屋市調査（子どもの虐待防止ネットワーク・あいち、同朋大学・心理学）	
	作野史朗	：三重県調査（三重大学名誉教授）	
	小池通夫	：和歌山県調査（和歌山子どもの虐待防止協会会長、小児科）	
	稲垣由子	：兵庫県調査（こどもと親への育児支援研究会事務局、甲南女子大学・人間関係学科）	
	安部計彦	：北九州市調査（北九州児童虐待と子育て支援を考える会、北九州市児童相談所）	
	小原敏秀	：中津市周辺調査（大分県子どもの虐待防止事業、大分県中津児童相談所）	
推進	福祉：	柏女霊峰	：福祉全般担当（淑徳大学・社会学部）
委員		才村 純	：福祉全般担当（（福）恩賜財団母子愛育会・日本子ども家庭総合研究所）
		萩原總一郎	：児童相談所担当（大阪府中央子ども家庭センター）
		高橋重宏	：児童福祉施設担当（（福）恩賜財団母子愛育会・日本子ども家庭総合研究所）
	保健：	小林美智子	：保健機関担当（大阪府立母子保健総合医療センター・成長発達部）
		山田和子	：保健機関担当（国立公衆衛生院・看護学部）
		岡本喜代子	：日本助産婦会（社団法人日本助産婦会）
	医療：	松平隆光	：日本小児科医会（日本小児科医会）
		中田幸之助	：日本小児外科学会（聖マリアンナ医科大学・小児外科学）
		市川光太郎	：日本小児救急医学会（北九州市立八幡病院・小児科）
		横田 晃	：日本小児脳神経外科学会（産業医科大学・脳神経外科学）
		島本郁子	：日本産科婦人科学会（奈良文化女子短期大学・衛生看護学科）
		山崎晃資	：日本児童青年精神医学会（東海大学医学部・精神科学）
	教育：	森田洋司	：学校担当（大阪市立大学文学部・人間行動学科）
	警察：	内山絢子	：警察担当（科学警察研究所・防犯少年部）
	司法：	古田 薫	：法務関係機関担当（法務総合研究所・研究部）
		磯谷文明	：弁護士担当（くれたけ法律事務所）
	関連研究：	松井一郎	：厚生科学研究「虐待の予防・早期発見及び再発防止に向けた地域における連携体制の構築に関する研究」班主任（国立成育医療センター研究所）
		庄司順一	：厚生科学研究「被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究」班主任
事務局：	谷村雅子	：（国立成育医療センター研究所・成育社会医学部）（青山学院大学・文学部）	



表1. 各調査の対象機関、回収率と有効事例数

	前期調査(H12.9実施)			後期調査(H13.7実施)			全国調査(H13.8実施)			計*						
	対象 H12.4~9 把握例			H12.10~H13.3 把握			H12年度 把握									
	調査機関数	回答	% 事例数	調査機関数	回答	% 事例数	調査機関数	回答	% 事例数	事例数	平均#					
保健・助産																
保健所	77	60	77.9	84	77	53	68.8	157	513	295	57.5	1039	1280	3.52		
保健セ・他 <sup>1)</sup>	128	67	52.3	162	215	102	47.4	127	2171	1213	55.9	1964	2253	1.62		
助産施設(助産婦)	230	48	20.9	6	230	52	22.6	4	-	-	-	-	10	0.20		
福祉												13668				
児童相談所	21	21	100.0	851	21	20	95.2	945	154	143	92.9	11834	82.76			
婦人相談所	5	5	100.0	9	7	6	85.7	4	79	19	24.1	52	72	2.74		
福祉事務所・他 <sup>2)</sup>	229	100	43.7	284	187	84	44.9	214	734	378	51.5	1150	1664	3.04		
乳児院	17	11	64.7	18	17	15	88.2	22	97	61	62.9	256	300	4.20		
養護施設	83	51	61.4	54	83	47	56.6	90	468	221	47.2	587	738	2.66		
障害児施設	116	64	55.2	18	123	70	56.9	16	675	374	55.4	85	123	0.23		
情緒障害児短期治療施	2	2	100.0	13	2	2	100.0	6	16	13	81.3	62	83	4.77		
母子生活支援施設	43	28	65.1	11	56	36	64.3	22	244	135	55.3	68	115	0.50		
児童自立支援施設	8	6	75.0	4	8	7	87.5	5	49	26	53.1	33	46	1.27		
保育所 認可	2422	1463	60.4	136	2475	989	40.0	124	20998	7801	37.2	955	1216	0.12		
認可外	355	66	18.6	2	354	86	24.3	1	-	-	-	-	3	0.04		
児童厚生・放課後健全	632	229	36.2	6	630	199	31.6	2	-	-	-	-	8	0.04		
民生児童委員	1664	580	34.9	134	1869	693	37.1	137	-	-	-	-	271	0.43		
教育																
幼稚園	1668	684	41.0	21	1867	668	35.8	18	12480	4463	35.8	156	197	0.03		
小学校	2569	1271	49.5	120	2619	994	38.0	84	21321	9342	43.8	781	985	0.08		
中学校	1137	546	48.0	42	1209	445	36.8	24	9975	4577	45.9	315	382	0.07		
養護学校	104	68	65.4	6	128	73	57.0	3	862	556	64.5	94	103	0.17		
教育委員会	-	2	-	2	-	2	-	4	-	-	-	-	7	-		
警察																
県警察本部	9	9	100.0	8	9	9	100.0	10	38	38	100.0	140	184	3.68		
司法																
人権擁護委員(会)	69	26	37.7	8	70	33	47.1	6	-	-	-	-	22	0.49		
弁護士	1765	98	5.6	12	1764	166	9.4	16	-	-	-	-	32	0.22		
医療																
精神保健福祉センター	3	3	100.0	4	9	7	77.8	6	49	40	81.6	55	67	1.38		
病院 小児科	353	161	45.0	32	353	134	38.0	20	3098	1124	36.3	314	374	0.28		
救急	511	108	21.1	0	511	85	16.6	2	3700	764	20.6	57	59	0.07		
脳神経外科	241	59	24.5	2	240	58	24.2	2	1928	476	24.7	33	39	0.07		
小児外科	37	5	13.5	0	37	8	21.6	2	237	117	49.4	28	30	0.24		
産婦人科	464	117	25.2	1	461	151	32.8	2	2206	607	27.5	14	17	0.02		
精神科	276	61	22.1	15	276	69	25.0	13	2018	491	24.3	113	142	0.23		
診療所 小児科	2573	678	26.4	8	3075	891	29.0	13	4374	1453	33.2	58	79	0.04		
救急	72	23	31.9	1	72	27	37.5	1	-	-	-	-	2	0.08		
脳神経外科	68	14	20.6	0	68	16	23.5	2	-	-	-	-	2	0.13		
産婦人科	505	124	24.6	3	495	145	29.3	1	-	-	-	-	4	0.03		
精神科	240	40	16.7	6	234	32	13.7	7	-	-	-	-	13	0.37		
その他 虐待防止センター	3	3	100.0	53	10	6	60.0	61	-	-	-	-	153	27.83		
機関不明	-	0	-	0	-	7	-	1	-	-	-	-	1	-		
計	18699	6899	-	2136	19861	6485	-	2174	88484	34727	-	20243	24744	-		

\* : 地域調査で報告された対象地域外の事例を含む

# : 1機関(事務所)当たりの平均事例数

1) : 保健センター類似施設

2) : 市町村福祉担当部局、児童家庭支援センターの一部

表2. 本集計で用いた分類

(1) 虐待の種類

分類	内訳	例数
性的虐待	性的 身体 虐待 心理	20
	性的 身体 虐待	13
	性的 身体 心理	34
	性的 身体	87
	性的 虐待 心理	6
	性的 虐待	56
	性的 心理	33
	性的	679
身体的虐待	身体 虐待 心理	510
&虐待	身体 虐待	1438
身体的虐待	身体 心理	1779
	身体	8098
ネグレクト	虐待 心理	699
	虐待	8049
心理的虐待	心理	1832
不明		67例
無記入		1344例
計		24744例

(2) 児状態

分類	内訳	例数
死亡		106例
生命危険		1008例
要受療		1515例
軽傷	軽傷 発達 行動 心理	84
	軽傷 発達 行動	60
	軽傷 発達 心理	131
	軽傷 行動 心理	311
	軽傷 発達	289
	軽傷 行動	386
	軽傷 心理	773
	軽傷	2487
成長発達遅れ	発達 行動 心理	404
	発達 行動	422
	発達 心理	699
	発達	2021
行動問題	行動 心理	1508
	行動	2314
心理的問題	心理	2991
問題なし		4748例
不明		1970例
無記入		517例
計		24744例

(4) 把握の契機

複数回答については、  
 児からの相談、  
 虐待者からの相談、  
 家族からの相談、  
 職員が気付いた、  
 市民からの通報、  
 他機関からの連絡 の順に採択分類。

(3) 虐待者

分類	内訳	例数
両親	実父 実母	2640
	継父・母	2237例
継父・母	継父 実母	627
	継父 その他	17
	継父	1067
	実父 継母	136
	継母 その他	17
	継母	292
	養父・母	81
実父	実父	4225
	実父 その他	148
実母	実母	13119
	実母 その他	511
その他	祖父・母	293
	親戚	112
	同居人	373
	育児業務者	28
	きょうだい	117
	知人他	69
	不明	622例
無記入	250例	
計	24744例	

(5) 機関

分類	調査対象機関
保健	保健所および保健センター
	保健センターは「平成12年度版全国市町村保健センター要覧」の保健センターおよび類似施設。但し、老人福祉センター、公民館・文化センター等の名称の施設を除く。また、地域福祉センターは福祉に分類した。
保育	認可保育所および僻地保育所
	地域調査では認可外保育所を含む
厚生	児童厚生施設のうち、児童館、放課後児童健全育成施設
	養護学校、盲学校、聾学校
病小	小児科を標榜する病院の小児科
	小児科診療所
救急	病院救急、地域調査では一部診療所を含む
	脳外 病院脳神経外科、地域では一部診療所を含む
小外	病院小児外科
	産婦 病院産科婦人科、地域では一部診療所を含む
精神	病院精神科、地域調査では一部診療所を含む
	精保 精神保健福祉センター
民児福祉	民生児童協議会総務、主任児童委員
	福祉事務所および地域福祉センター一部、市町村福祉担当部局を含む
家庭婦相	児童家庭支援センター
	婦人相談所および婦人保護施設
養護母子	児童養護施設
	母子生活支援施設
自立警察	児童自立支援施設
	都道府県警察本部
人権民間	人権擁護委員(会)
	虐待防止活動団体、その他、援助団体

図1. 機関別事例数

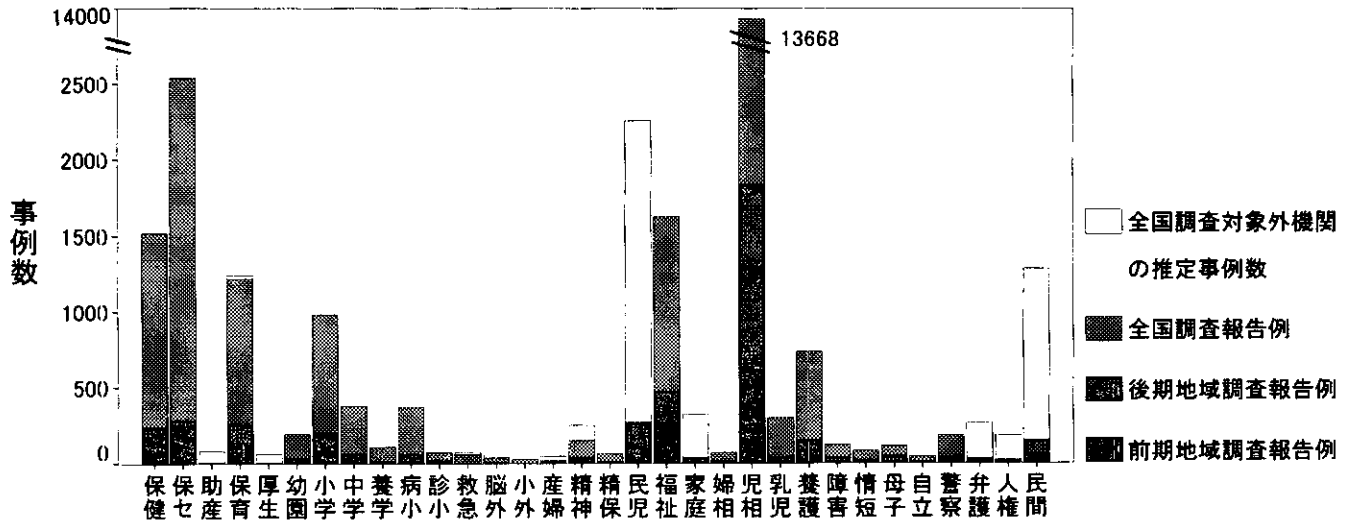


図2.1 機関当たりの平均事例数

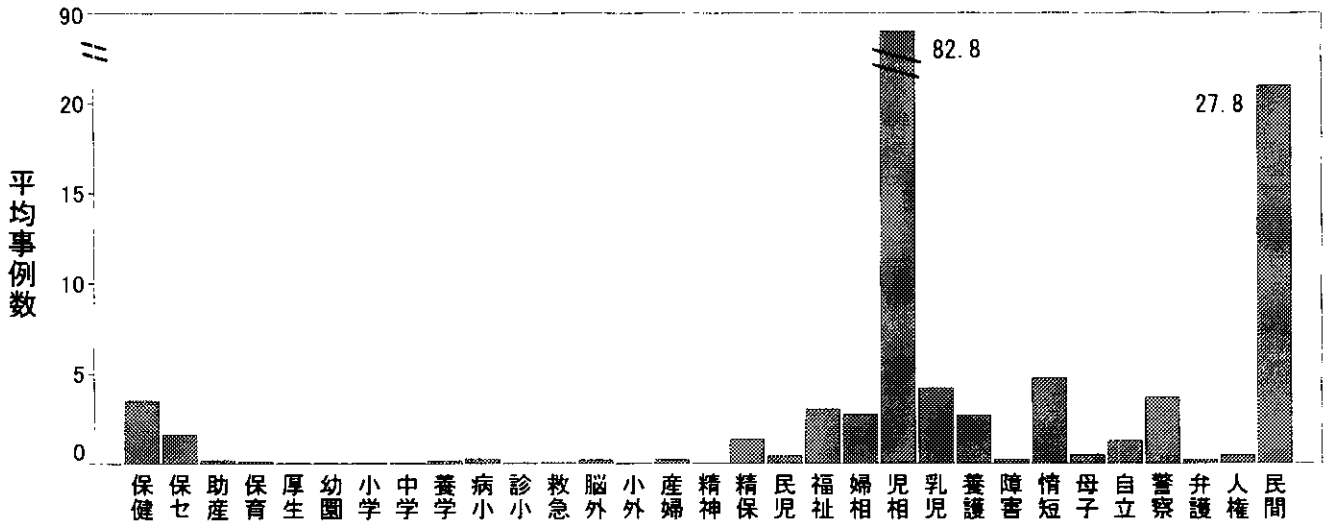


表3. 年齢別発生率

年齢	報告事例数	発生率 (0-17歳千人対)	推定発生率	年齢	報告事例数	発生率 (0-17歳千人対)	推定発生率
0歳	2124	1.83	1/387	10歳	1057	0.86	1/824
1	1753	1.52	1/467	11	949	0.76	1/935
2	2116	1.79	1/395	12	910	0.70	1/1016
3	2394	2.03	1/349	13	843	0.63	1/1129
4	2045	1.74	1/407	14	784	0.57	1/1237
5	1917	1.61	1/441	15	482	0.34	1/2107
6	1793	1.50	1/473	16	308	0.21	1/3412
7	1506	1.28	1/555	17	255	0.17	1/4163
8	1360	1.13	1/626				
9	1258	1.05	1/677				

図3. 虐待事例の概要（平成12年度 全国）

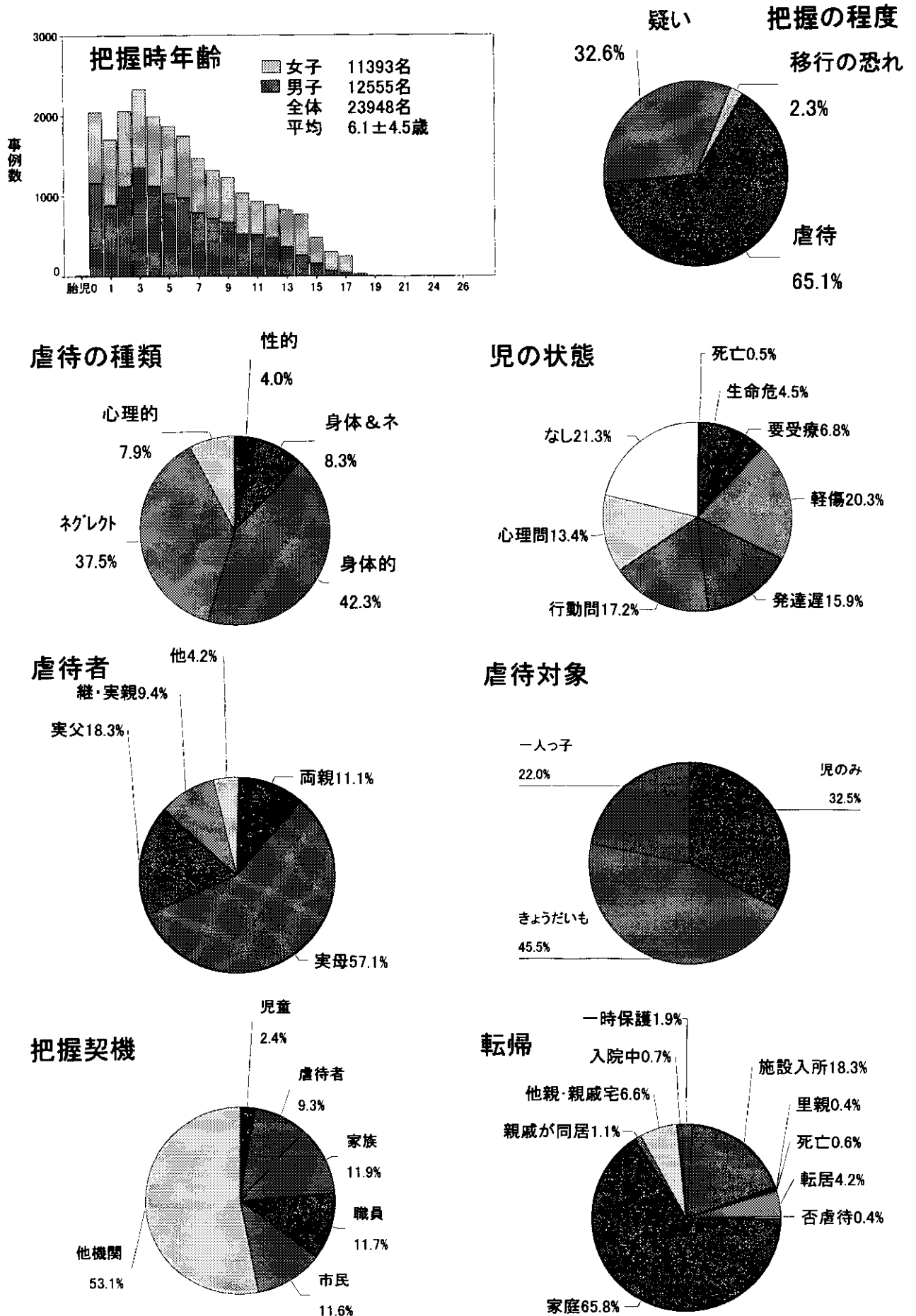


図4. 年齢層別事例概要

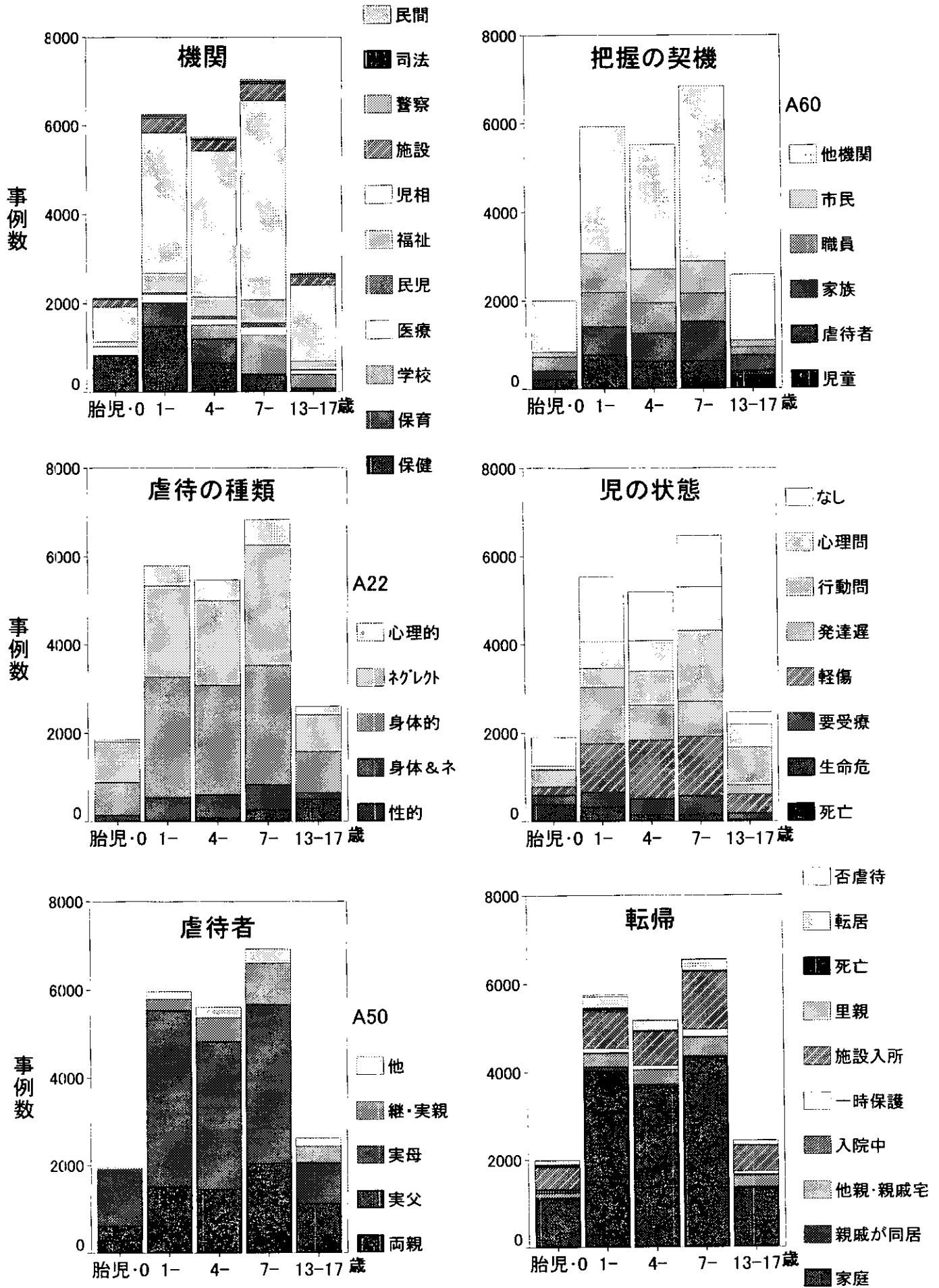


図5. 乳児への虐待

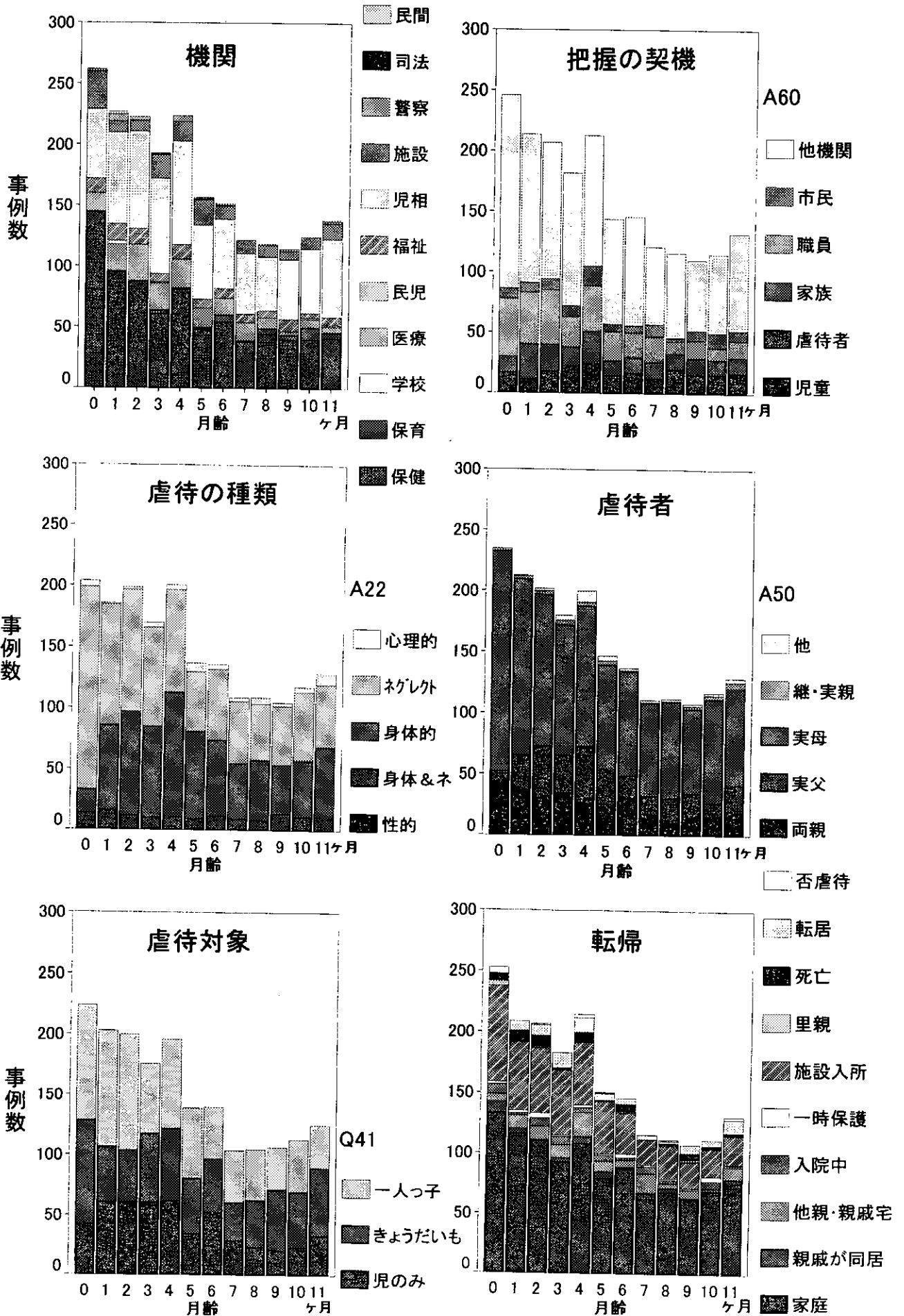
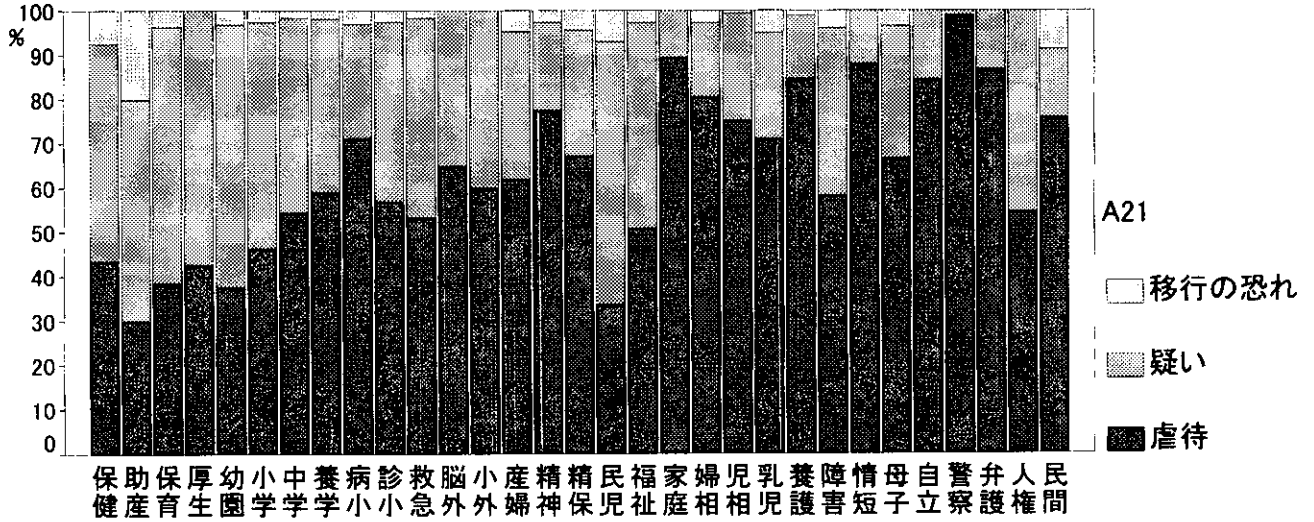
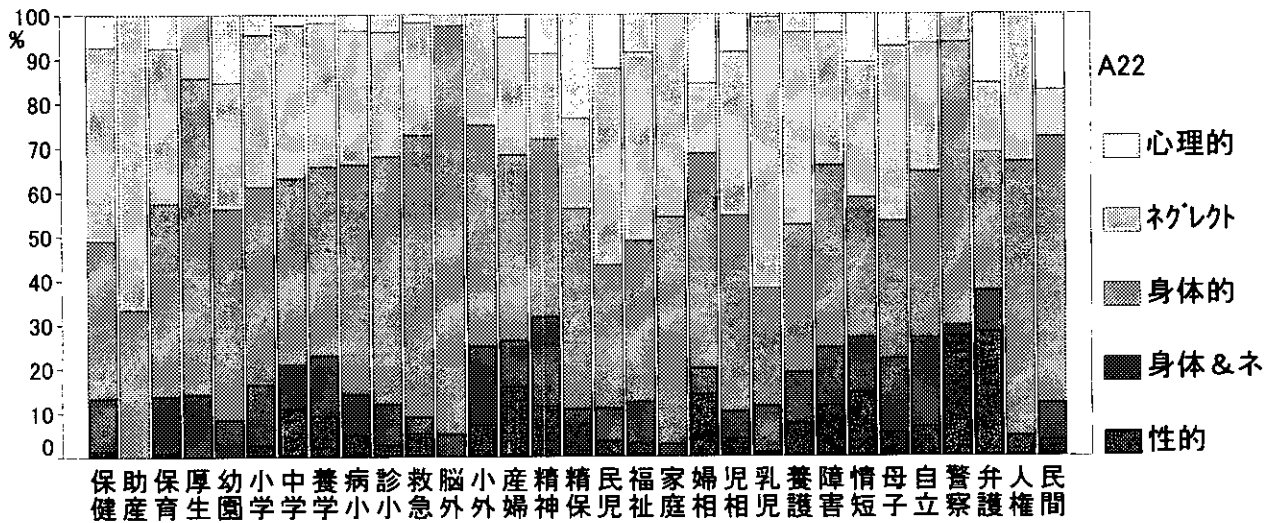


図6. 機関別、事例概要

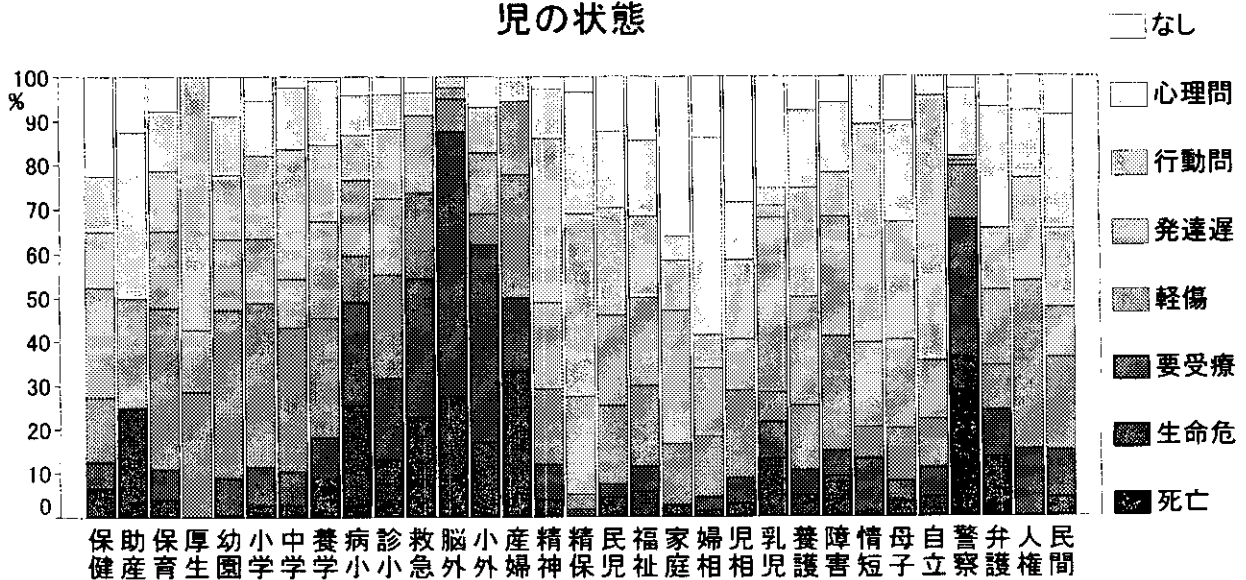
把握の程度



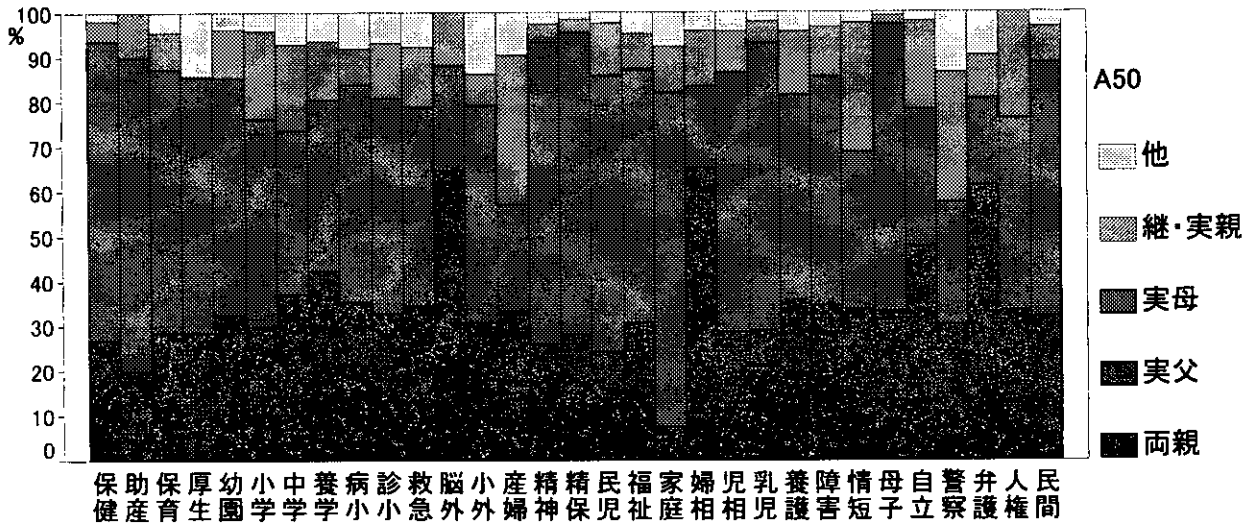
虐待の種類



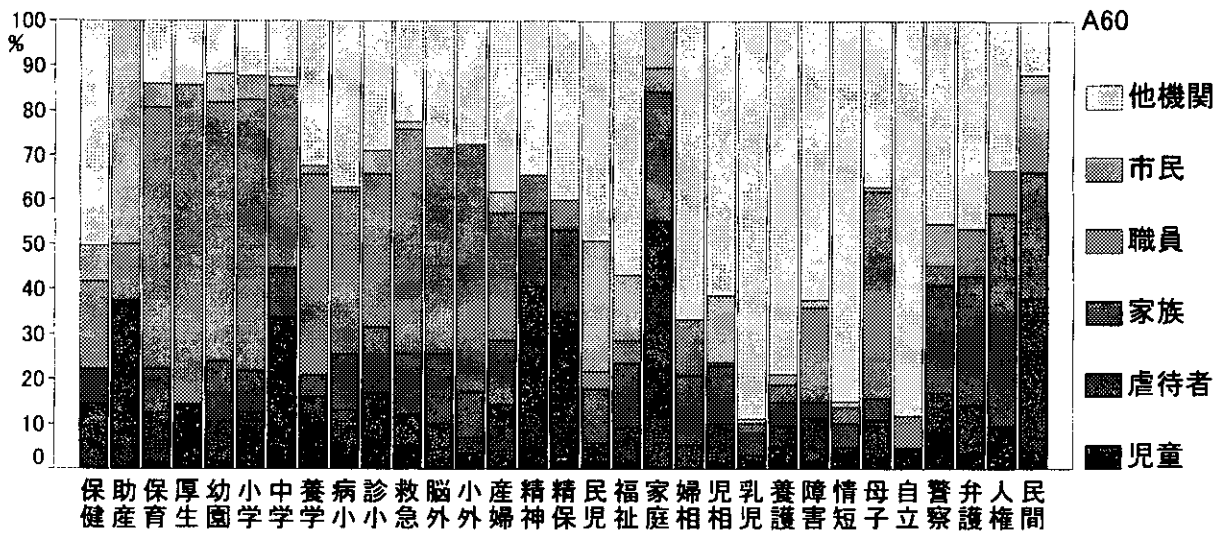
児の状態



### 虐待者



### 把握



### 転帰

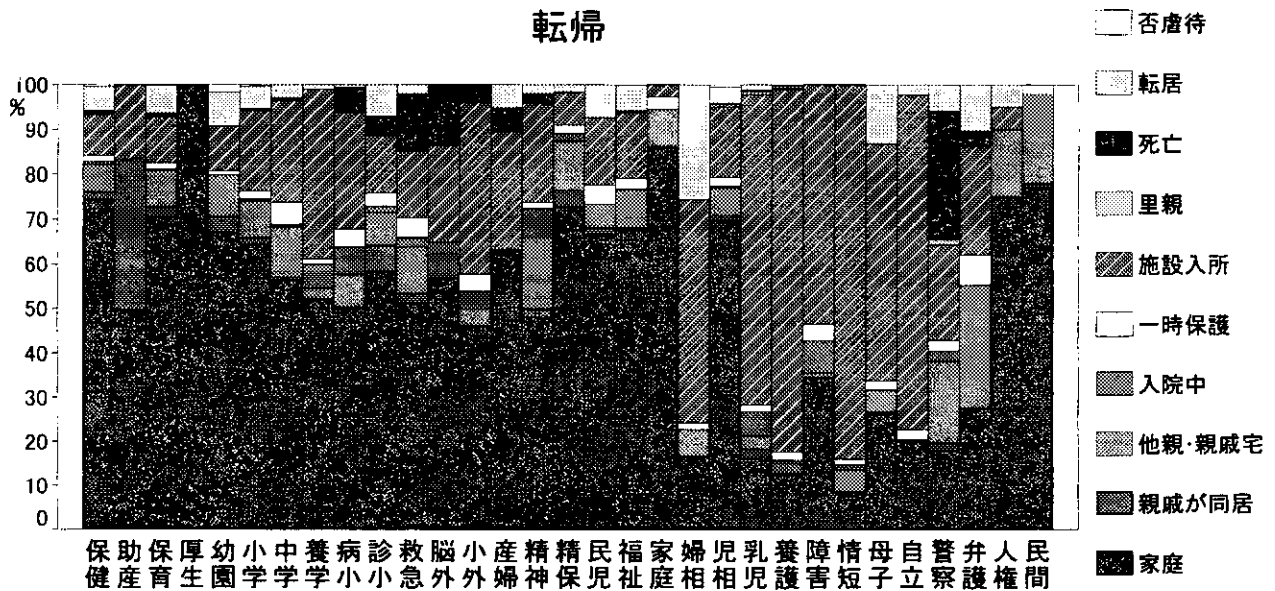
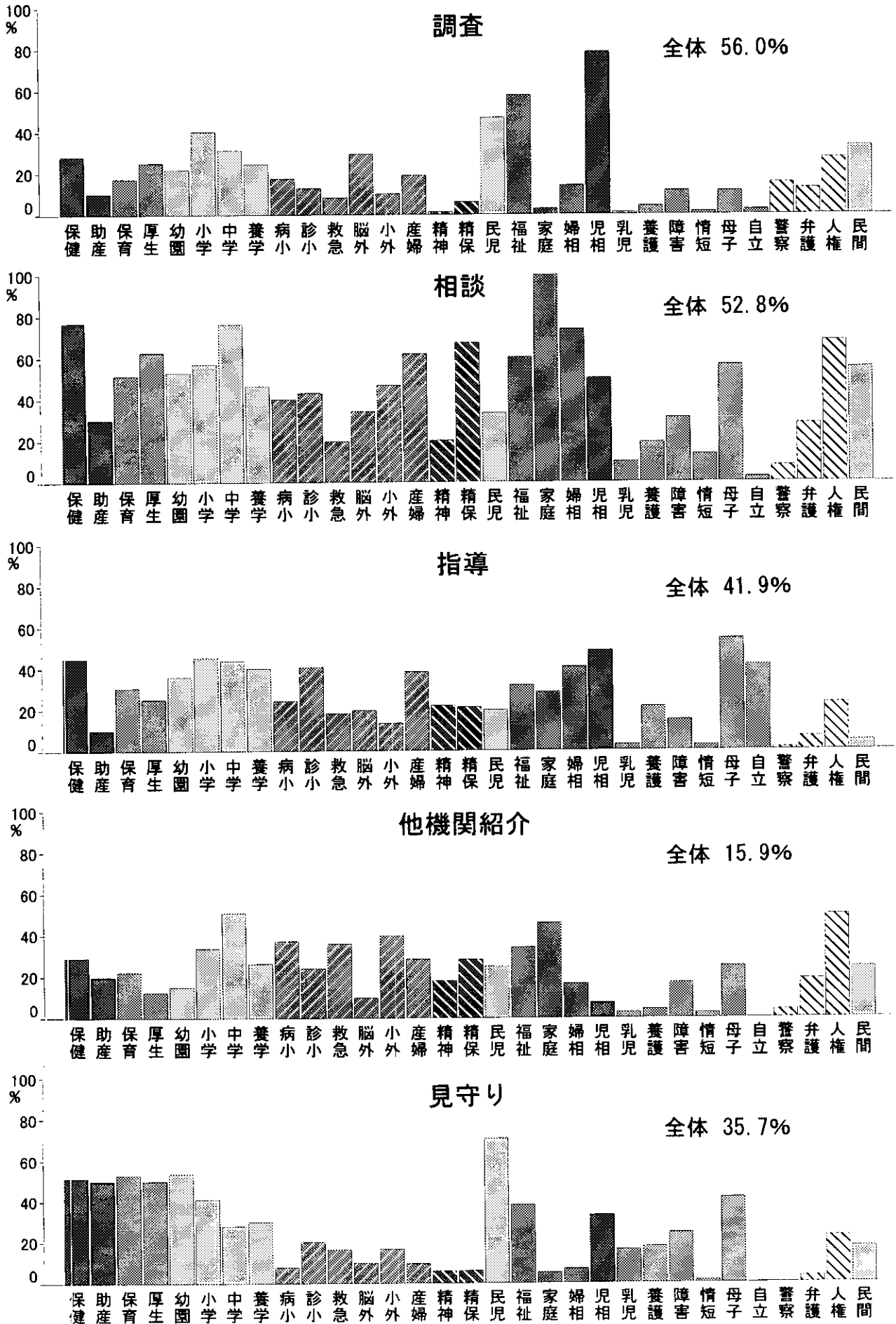




図7. 各対応を受けた事例の割合



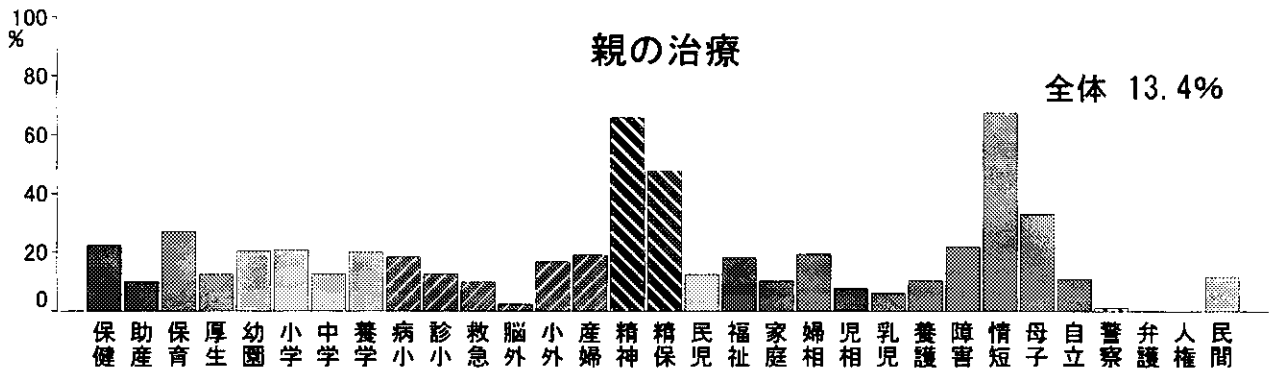
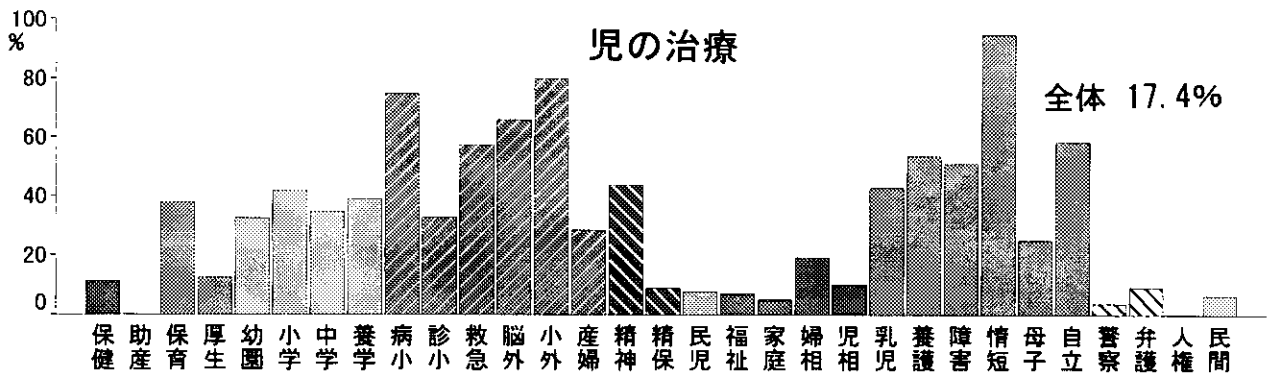
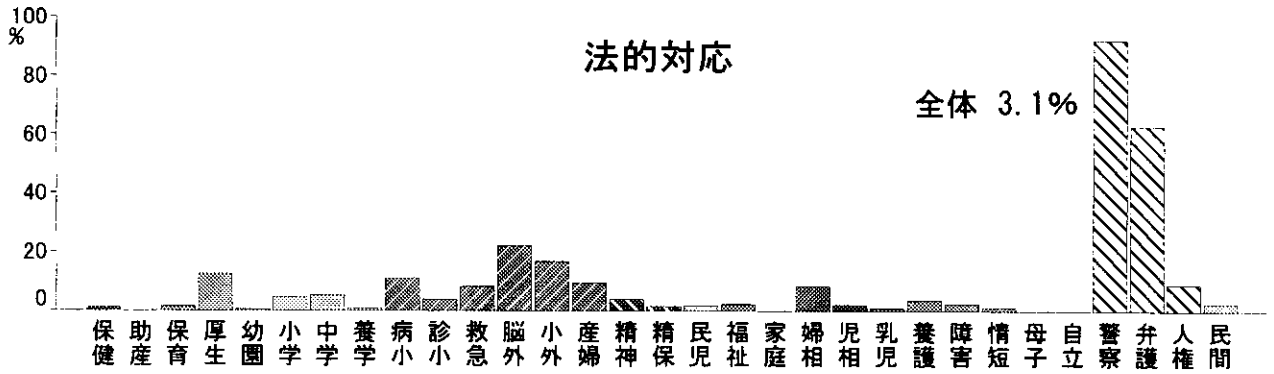
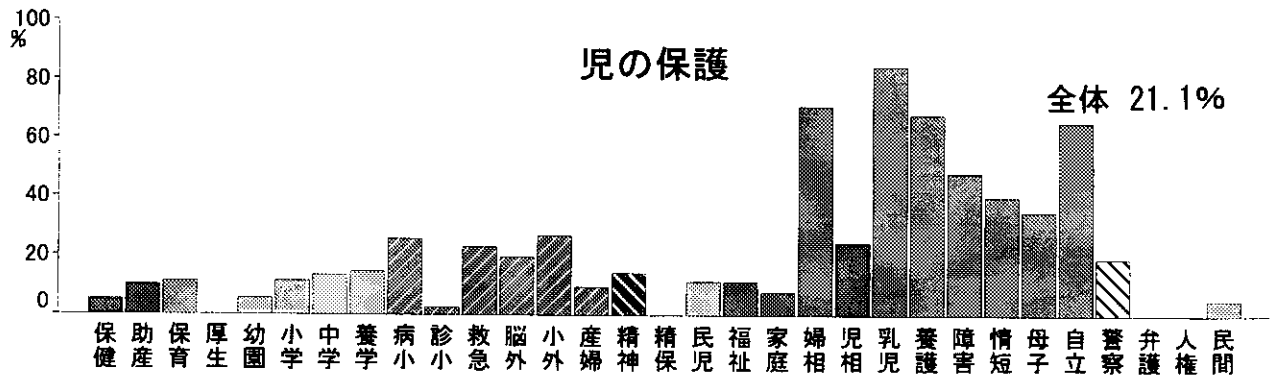


表4. 各機関の虐待事例と対応の特徴

(事例中の比率が他機関に比して高いものを記載)

機関名	虐待の特徴					対応								
	種類	児状態	虐待者	把握契機	転居	調査	相談	指導	紹介	見守	保護	法的	児	親治療
保健 助産	ネグ	危険	実母 実母	虐待者、市民	家庭 同居		相談	指導	紹介 紹介	見守				
保育 厚生 幼稚園 小学 中学 養学	身体 心理	軽傷 行動 軽傷	実父 継父・母	職員 児、職員 職員	家庭 家庭		相談 相談		紹介 紹介	見守 見守			児ケア 児ケア	親ケア
		軽傷	継父・母	職員			相談	指導	紹介	見守			児ケア	
	性的	軽傷	実父	児、職員	一時保護		相談	指導	紹介				児ケア	
	性的	軽傷	両親	児、職員	施設		相談	指導	紹介				児ケア	
病小 診小 救急 脳外 小外 産婦 精神 精保	身体 身体 身体 身体 身ネ 性的 性、身 心理	危険 受療 危険 危険 危険 危険 行動 行動、心理	両親実父 実母 実母	職員 職員 職員 職員 職員 職員 虐待者 虐待者	入院中 入院中 不明 施設 施設 施設 入院中 不明				紹介 紹介 紹介 紹介 紹介 紹介 紹介 紹介		保護 保護 保護 保護		児治療 児治療 児治療 児治療 児治療 児治療 児治療 親治療 親治療	
民児 福祉 家庭 婦相	身体 性的	発達 心理	実母 実父	虐待者、家族 他機関	家庭 施設、転居	調査 調査	相談 相談		紹介 紹介 紹介	見守 見守				保護
児相				他機関		調査	相談	指導						保護
乳児 養護 障害 情短 母子 自立	ネグ	発達 軽傷 行動	両親 両親 継父・母	他機関 他機関	施設 施設								保護 保護 保護 保護	児ケア 児ケア 児ケア 児治療 親治療 児ケア 親ケア 児ケア
	性的	軽傷	両親	職員、他機関	施設								保護	児ケア
	性的	行動	継父・母	他機関	施設								保護	児治療 親治療
	身ネ		実父	職員	施設、転居		相談	指導	紹介	見守	保護		児ケア 親ケア	
	身ネ	行動	実父 継父・母	他機関	施設			指導			保護		児ケア	
警察	性、身体	死	実父 継父・母	家族	他親							法的		
弁護 人権	性的 身体	心理 軽傷	両親実父 継父・母	家族	他親、施設 家族				相談 紹介			法的		
民間	身体		実父	虐待者、家族、市民	他親		相談		紹介					

表5. 他機関との連携率（事例中で他機関と連携対応した事例の率（%））

報告機関	連携先機関											他機関との連携した事例の率
	保健	保育	学校	医療	民児	福祉	児相	施設	警察	司法	民間	
保健	-	26.7	19.3	31.3	21.5	44.8	62.9	9.2	6.0	0.5	4.2	93.3
助産	-	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0
保育	32.2	-	8.9	9.8	22.4	52.0	49.8	5.3	5.3	0.5	3.2	86.1
厚生	0.0	12.5	-	0.0	12.5	25.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	75.0
幼稚園	21.3	3.6	-	4.6	20.3	24.9	40.1	3.0	3.6	1.5	2.5	79.7
小学	9.8	5.1	-	6.1	48.7	33.7	69.0	5.5	15.3	1.5	1.3	89.2
中学	6.0	1.0	-	7.6	29.8	29.8	73.6	7.3	26.7	0.8	1.3	91.9
養学	6.4	0.9	-	23.6	12.7	28.2	72.7	32.7	3.6	1.8	1.8	90.9
病小	31.3	7.8	11.2	-	4.3	17.4	69.8	13.6	15.5	2.9	2.9	93.0
診小	29.1	10.1	16.5	-	2.5	16.5	45.6	2.5	7.6	2.5	0.0	84.8
救急	23.0	4.9	8.2	-	1.6	27.9	55.7	4.9	9.8	0.0	1.6	85.2
脳外	22.0	7.3	9.8	-	0.0	7.3	61.0	7.3	31.7	2.4	0.0	90.2
小外	40.0	3.3	6.7	-	3.3	16.7	73.3	16.7	16.7	3.3	0.0	96.7
産婦	38.1	4.8	19.0	-	14.3	28.6	66.7	4.8	23.8	4.8	0.0	85.7
精神	21.9	9.7	19.4	-	1.9	21.3	65.8	20.0	7.7	3.2	1.9	80.6
精保	43.3	4.5	26.9	-	1.5	11.9	38.8	4.5	1.5	1.5	9.0	88.1
民児	24.4	18.5	62.4	8.1	-	42.1	60.9	4.1	13.3	0.4	2.6	97.0
福祉	34.7	28.1	44.3	10.8	36.9	-	70.8	10.2	11.4	0.9	3.0	98.3
家庭	15.4	0.0	12.8	2.6	0.0	-	46.2	10.3	0.0	0.0	5.1	64.1
婦相	5.6	5.6	6.9	16.7	2.8	-	48.6	40.3	11.1	5.6	5.6	97.2
児相	30.6	19.1	47.8	13.4	25.6	48.7	-	11.4	14.7	1.9	2.5	92.3
乳児	20.0	6.7	2.3	38.3	3.0	18.3	95.7	-	11.3	0.0	2.3	98.7
養護	5.1	4.6	35.9	11.4	7.0	16.9	92.1	-	5.1	1.4	2.0	94.7
障害	28.5	6.5	22.0	19.5	2.4	21.1	83.7	-	3.3	0.8	2.4	93.5
情短	3.6	0.0	67.5	16.9	8.4	7.2	94.0	-	8.4	4.8	0.0	96.4
母子	15.7	27.8	24.3	22.6	10.4	74.8	55.7	-	4.3	1.7	2.6	89.6
自立	0.0	2.2	39.1	0.0	4.3	6.5	97.8	-	13.0	2.2	0.0	97.8
警察	0.5	0.5	11.4	30.4	0.5	7.6	52.7	4.3	-	0.0	0.5	73.9
弁護	6.3	0.0	9.4	25.0	0.0	6.3	34.4	12.5	15.6	-	0.0	65.6
人権	4.5	9.1	36.4	4.5	22.7	50.0	54.5	0.0	31.8	-	0.0	81.8
民間	7.1	4.5	9.7	9.7	1.3	3.2	13.0	1.3	3.9	6.5	-	42.2
全体	27.4	18.2	38.1	15.6	24.1	43.5	65.3	10.3	12.2	1.5	2.7	91.8

図8. 児童相談所との連携率

